

次期計画案（新）

現行計画（旧）

主な変更理由

納付金・激変緩和措置・標準保険料率の算定に係る全体像

① 納付金算定の設定項目

区分	国ガイドライン	北海道		備考
		令和6年～	令和12年 (統一保険 料)	
医療分	医療費指数反映係数(α) [P28]	0～1	0 (納付金ベースの統一)	同左
	高額医療費共同負担 [P28]	実施できる。	実施する。	—
	所得反映係数 (β ・北海道 β) [P27]	0～上限なし 全国平均と比較した各都道府県の所得水準に応じて設定するのが原則。	北海道 β	令和5年度 所得係数は 0.91 3。
	応能割と応益割との全道段階の比率 [P27]	北海道 β ： 1が基本	48：52	同左 β (北海道 β)に連動。
	所得水準の精緻化 [P28]	—	世帯単位で更なる調整を実施。	
	葬祭費・出産育児一時金 [P29]	任意	納付金に含めて算定。	
	後期高齢者支援金分 介護納付金分 [P30]	個別に納付金額を算定し、合算。	同 左 ※所得反映係数及び所得水準の精緻化については、医療分と同様の措置を講じる。	

納付金・激変緩和措置・標準保険料率の算定に係る全体像

① 納付金算定の設定項目

区分	国ガイドライン	北海道		備考
		令和3年～5年	激変緩和終了後	
医療	医療費指数反映係数(α) [P28]	0～1	0.5 (保険料水準統一)	
	高額医療費共同負担 [P29]	実施できる。	実施する。	—
	所得反映係数 (β ・北海道 β) [P28]	0～上限なし 全国平均と比較した各都道府県の所得水準に応じて設定するのが原則。	0.82 北海道 β (0.893)	0.893 は令和2年度所得係数。
	応能割と応益割との全道段階の比率 [P28]	北海道 β ： 1が基本	47：53 (0.893の数値)をめざす	β (北海道 β)に連動。
	所得水準の精緻化 [P28]	—	世帯単位で更なる調整を実施。	
	葬祭費・出産育児一時金 [P31]	任意	納付金に含めて算定。	
	退職被保険者・被扶養者 [P31]	一般被保険者について納付金を算定した後、合算。	同 左	国ガイドラインどおり。

○時点更新

次期計画案（新）		現行計画（旧）				主な変更理由	
<p>後期高齢者支援金分 介護納付金分 〔P31〕</p>		<p>個別に納付金額を算定し、合算。</p>		<p>同 左 ※所得反映係数及び所得水準の精緻化については、医療分と同様の措置を講じる。</p>			
<p><u>統一保険料実現に向けた公費共通化対象項目</u></p>	<p>任意</p>	<p>・出産育児一時金</p>	<p>・保健事業費 ・特定健康診査に要する費用</p>	<p><u>激変緩和措置</u> 〔P29〕</p>	<p><u>対象範囲は各都道府県が設定。</u></p>	<p><u>対前年度増加率が2%を超える額を対象。</u></p>	<p><u>当分の間、H28年度まではH29年度決算額を基準。</u></p>

② 納付金算定の式

市町村の納付金の額

$$= (\text{北海道での必要総額})$$

$$\times \{\alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1\}$$

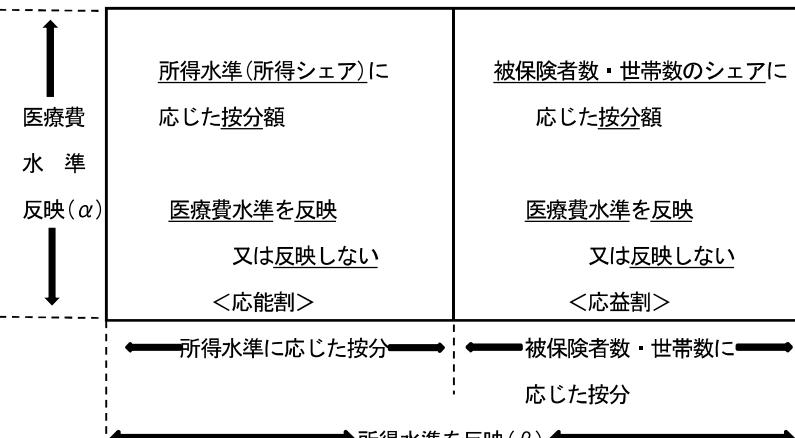
$$\times \{\beta \cdot (\text{所得のシェア}) + 1 \cdot (\text{被保険者数・世帯数のシェア})\} / (1 + \beta)$$

$$\times \gamma$$

※ 国のガイドラインで示されている納付金算定式。

※ 今後の納付金算定の基本となるが、これと異なる算式とすることも検討対象。

【納付金算定のイメージ】



- 「シェア」とは、各市町村の算定項目（所得、被保険者数、世帯数）が全道に占める割合。
- 医療費水準をどの程度反映するかは、係数 α により調整。
- 所得シェアをどの程度反映して、応能割と応益割との割合をどのようにするかは、係数 β により調整。

② 納付金算定の式

市町村の納付金の額

$$= (\text{北海道での必要総額})$$

$$\times \{\alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1\}$$

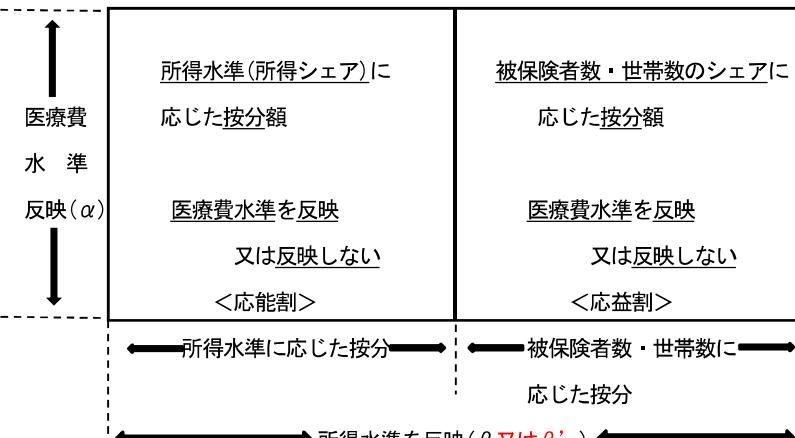
$$\times \{\beta \cdot (\text{所得のシェア}) + 1 \cdot (\text{被保険者数・世帯数のシェア})\} / (1 + \beta)$$

$$\times \gamma$$

※ 国のガイドラインで示されている納付金算定式。

※ 今後の納付金算定の基本となるが、これと異なる算式とすることも検討対象。

【納付金算定のイメージ】



- 「シェア」とは、各市町村の算定項目（所得、被保険者数、世帯数）が全道に占める割合。
- 医療費水準をどの程度反映するかは、係数 α により調整。
- 所得シェアをどの程度反映して、応能割と応益割との割合をどのようにするかは、係数 β 又は β' により調整。

③ 市町村標準保険料率 [P28] の算定に必要な保険料収納必要額の算定

各市町村の収納必要額 =

$$\text{納付金} + \text{健康づくり等の費用} [P29] - \text{保険者努力支援制度の交付金等}$$

③ 市町村標準保険料率 [P30] の算定に必要な保険料収納必要額の算定

各市町村の収納必要額 =

$$\text{納付金} + \text{健康づくり等の費用} [P30] - \text{保険者努力支援制度の交付金等}$$

○時点更新

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p>④ 市町村標準保険料率の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な収納率〔P29〕は、過去3か年平均を用いる。 市町村の保険料総額 = 収納必要額 ÷ 標準的な収納率 市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定。 <p>【令和5年度】納付金(①～④)・保険料収納必要額(⑤)・標準保険料率(⑥)算定の主な流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 全道で必要な納付金総額を算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療費などの見込みから国交付金などを除いて算出。 </div> <p>○ 納付金総額 = 医療費等 - 国・道交付金 - 前期高齢者交付金等 (約1,484億円) (約4,703億円) (約1,597億円) (約1,622億円)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 所得水準の反映係数βを設定し、応能割分と応益割分の道全体額を算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「所得水準の反映度」と「[道全体での]応能割と応益割との比率」とを設定。 ※ 応能割：所得割のみ ※ 応益割：被保険者均等割+世帯別平等割 ◆ 応益割について、被保険者均等割と世帯別平等割との比率を設定。 ※ 被保険者均等割：世帯別平等割=60:40とする。 </div> <p>○ 「所得水準の反映度」は所得の高い市町村への影響を考慮し、国基準である北海道β (R5:0.913) よりも低い$\beta=0.82$で設定。※R6より北海道βにて算定 ○ 上記により、道全体で、応能割：応益割=45:55となる。</p>	<p>④ 市町村標準保険料率の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な収納率〔P30〕は、過去3か年平均を用いる。 市町村の保険料総額 = 収納必要額 ÷ 標準的な収納率 市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定。 <p>【令和2年度】納付金(①～④)・保険料収納必要額(⑤)・標準保険料率(⑥)算定の主な流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 全道で必要な納付金総額を算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療費などの見込みから国交付金などを除いて算出。 </div> <p>○ 納付金総額 = 医療費等 - 国・道交付金 - 前期高齢者交付金等 (約1,501億円) (約4,777億円) (約1,567億円) (約1,709億円)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 所得水準の反映係数βを設定し、応能割分と応益割分の道全体額を算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「所得水準の反映度」と「[道全体での]応能割と応益割との比率」とを設定。 ※ 応能割：所得割のみ ※ 応益割：被保険者均等割+世帯別平等割 ◆ 応益割について、被保険者均等割と世帯別平等割との比率を設定。 ※ 旧政令基準である被保険者均等割：世帯別平等割=35:15とする。 </div> <p>○ 「所得水準の反映度」は所得の高い市町村への影響を考慮し、国基準である北海道β (R2:0.893) よりも低い$\beta=0.75$で設定。 ○ 上記により、道全体で、応能割：応益割=43:57となる。</p>	○時点更新

次期計画案（新）		現行計画（旧）	主な変更理由
道 全 体 額	道 全 体 額		
<ul style="list-style-type: none"> ・応能割分：約 <u>1,484</u> 億円 × <u>0.45</u>=約 <u>668</u> 億円（ア） ・応益割分：約 <u>1,484</u> 億円 × <u>0.55</u>=約 <u>816</u> 億円（イ） <ul style="list-style-type: none"> 被保険者均等割分：約 <u>816</u> 億円 × <u>60/100</u>=約 <u>490</u> 億円 世帯別平等割分：約 <u>816</u> 億円 × <u>40/100</u>=約 <u>326</u> 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・応能割分：約 <u>1,501</u> 億円 × <u>0.43</u>=約 <u>645</u> 億円（ア） ・応益割分：約 <u>1,501</u> 億円 × <u>0.57</u>=約 <u>856</u> 億円（イ） <ul style="list-style-type: none"> 被保険者均等割分：約 <u>856</u> 億円 × <u>35/50</u>=約 <u>599</u> 億円 世帯別平等割分：約 <u>856</u> 億円 × <u>15/50</u>=約 <u>257</u> 億円 		
<p>③ ②の応能割分と応益割分に市町村ごとの各シェアを乗じて算出したもの合算して、各市町村の配分額を算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該市町村の応能割分 =（ア）×当該市町村の所得が全道に占める割合（所得シェア） ○ 当該市町村の応益割分 =（イ）×当該市町村の被保険者数と世帯数が全道に占める割合（被保険者・世帯シェア） <p>④ 医療費水準の反映係数 α を設定し、各市町村の医療費指数と③の各市町村の配分額とに乘じて納付金の額（市町村ごとの納付金基礎額）を算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費水準の反映係数 α は、0.5 で設定。<u>※R6 より $\alpha=0$ にて算定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・保険財政共同安定化事業の拠出金割合の多くが、被保険者割と医療費割との比率を 50 対 50 で設定している。 ・保険料水準の統一への道筋をつける。 ○ 各市町村の医療費指数は、高額医療費（80 万円超分）共同負担を反映して算出。 ○ 各市町村の納付金額 = $\{\alpha \times (\text{市町村ごとの医療費指数} - 1) + 1\} \times$ ③ ※ 納付金の内訳である「医療分」と「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」のうち「医療分」にのみ医療費水準を反映する。 <p>⑤ ④に市町村ごとの健康づくりなどの費用を加えたものから、保険者努力支援制度の交付金等を差し引いて、各市町村の「<u>保険料収納必要額</u>」を算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村の保険料収納必要額 	<p>③ ②の応能割分と応益割分に市町村ごとの各シェアを乗じて算出したもの合算して、各市町村の配分額を算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該市町村の応能割分 =（ア）×当該市町村の所得が全道に占める割合（所得シェア） ○ 当該市町村の応益割分 =（イ）×当該市町村の被保険者数と世帯数が全道に占める割合（被保険者・世帯シェア） <p>④ 医療費水準の反映係数 α を設定し、各市町村の医療費指数と③の各市町村の配分額とに乘じて納付金の額（市町村ごとの納付金基礎額）を算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費水準の反映係数 α は、0.5 で設定。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険財政共同安定化事業の拠出金割合の多くが、被保険者割と医療費割との比率を 50 対 50 で設定している。 ・保険料水準の統一への道筋をつける。 ○ 各市町村の医療費指数は、高額医療費（80 万円超分）共同負担を反映して算出。 ○ 各市町村の納付金額 = $\{\alpha \times (\text{市町村ごとの医療費指数} - 1) + 1\} \times$ ③ ※ 納付金の内訳である「医療分」と「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」のうち「医療分」にのみ医療費水準を反映する。 <p>⑤ ④に市町村ごとの健康づくりなどの費用を加えたものから、保険者努力支援制度の交付金等を差し引いて、各市町村の「<u>保険料収納必要額</u>」を算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村の保険料収納必要額 		

次期計画案（新）

現行計画（旧）

主な変更理由

$$= ④ + \text{健康づくり等の費用} - \text{保険者努力支援制度の交付金等}$$

⑥ ⑤を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻して、当該市町村の「保険料総額」を算出した上で、それを基に市町村標準保険料率を算定。

○ 標準的な収納率は、過去3か年平均を用いる。

○ 市町村の保険料総額 = ⑤ ÷ 標準的な収納率

○ 市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定

$$= ④ + \text{健康づくり等の費用} - \text{保険者努力支援制度の交付金等}$$

⑥ ⑤を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻して、当該市町村の「保険料総額」を算出した上で、それを基に市町村標準保険料率を算定。

○ 標準的な収納率は、過去3か年平均を用いる。

○ 市町村の保険料総額 = ⑤ ÷ 標準的な収納率

○ 市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定

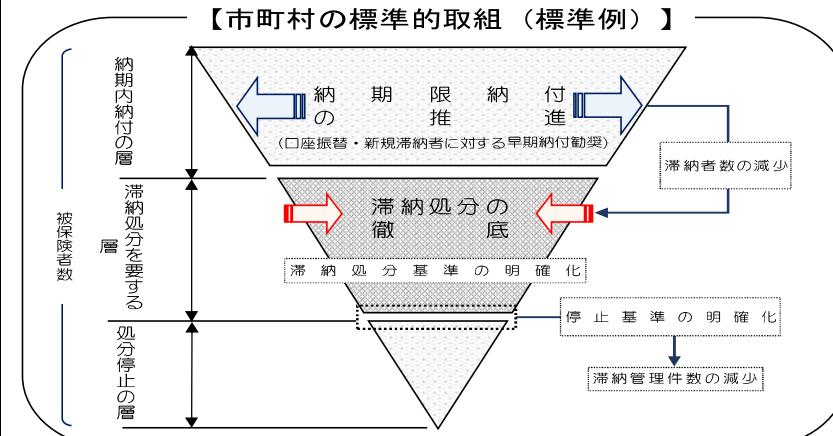
第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施

第1節 目指す姿

北海道では保険料水準の統一による「加入者負担の公平化」を目指しており、その達成には、各市町村の収納率差による保険料負担差を公平化する必要があります。

そのため、道と各市町村が一体となって収納事務の平準化及び収納率の向上による収納率差の縮小に資する取組を実施します。

図13 収納率向上に向けた取組の全体像

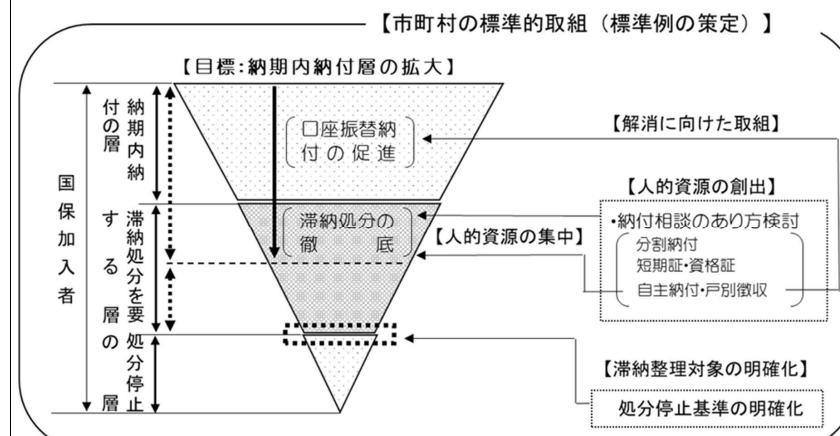


第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施

第1節 目指す姿

道と各市町村が一体となって収納率の底上げを図る取組を実施し、もって市町村間の収納率の差を縮小することで、被保険者間の負担の公平化を目指します。

図13 収納率向上に向けた取組の全体像



○保険料水準の統一を踏まえた表現とするため記載

○市町村意見を踏まえ修正

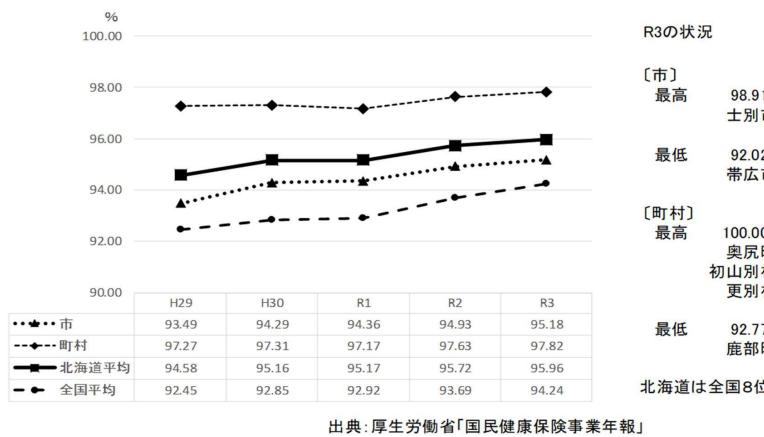
第2節 現状

1 保険料（税）の収納率の推移

道内市町村の収納率は、全国平均を上回っている状況にあり、近年は上昇傾向にあるものの、市町村ごとに見た場合、収納率の差が大きい状況にあります。

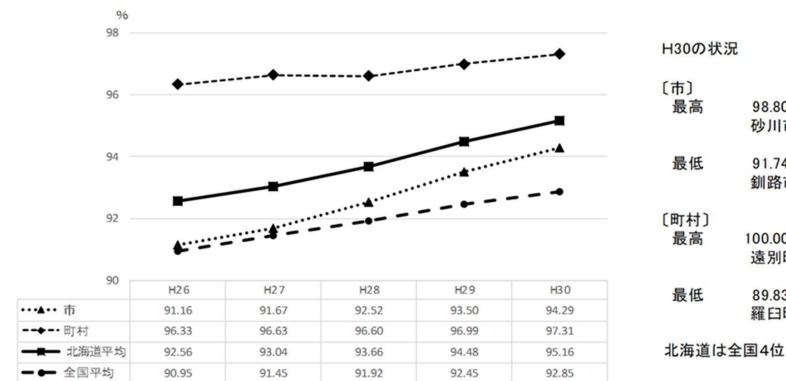
(第3章第3節2（4）参照)

図14 収納率の推移(現年度分、全被保険者分)

2 収納対策の実施状況

口座振替については全市町村で実施されています。また、収納対策に関する要綱の作成については98市町村保険者（62.4%）、コンビニ収納については78市町村保険者（49.7%）が実施しており、取組が広まってきています。

図14 収納率の推移(現年度分、全被保険者分)



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」
なお、北海道平均値は出典数値を基に道が算出。

2 収納対策の実施状況

口座振替については全市町村で実施されています。また、収納対策に関する要綱の作成については87市町村保険者（55.4%）、コンビニ収納については60市町村保険者（38.2%）が実施しており、取組が広まってきています。

○第1節及び第4節の文言修正にともない、記載が重複するため削除

○文言修正

○時点修正

次期計画案（新）		現行計画（旧）		主な変更理由
表 18 収納対策の実施割合 (R3 道内市町村)		表 18 収納対策の実施割合 (H30 道内市町村)		
事業	実施割合	事業	実施割合	
差押	93.0%	タイヤロック	36.9%	
財産調査	91.1%	多重債務相談	31.2%	
要綱(プラン、マニュアル等含む)の作成	62.4%	口座振替の原則化	12.7%	
研修の実施	58.6%	専門家の配置	8.9%	
コンビニ収納	49.7%	マルチペイメントネットワーク	5.1%	
検索	49.7%	コールセンター(電話勧奨)	3.8%	
インターネット公売	41.4%	収納率向上アドバイザーの活用	3.8%	
滞納整理機構	40.8%			
厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」の数値を基に道が算出。		厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」の数値を基に道が算出。		
第3節 収納対策		第3節 収納対策		
1 収納率目標		1 収納率目標		
道は、各市町村の収納率の実態を踏まえ、 <u>被保険者の規模に応じた収納率目標を設定します。</u>		道は、 <u>収納率向上を図るとともに、市町村間の収納率の差によって生じる被保険者間の保険料（税）の負担の差を是正するため、各市町村の収納率の実態を踏まえ、被保険者の規模に応じた収納率目標を設定します。</u>		○記載不要箇所の削除
収納率目標は、被保険者が①5,000人未満の市町村、②5,000人以上10,000人未満の市町村、③10,000人以上20,000人未満の市町村、④20,000人以上の市町村の4つの区分で設定します。		収納率目標は、被保険者が①5,000人未満の市町村、②5,000人以上10,000人未満の市町村、③10,000人以上20,000人未満の市町村、④20,000人以上の市町村の4つの区分で設定します。		
また、目標収納率は、それぞれの区分の平均収納率とし、各市町村の収納総額を調定総額（居所不明者分は除く）で除して得た割合とします。		また、目標収納率は、それぞれの区分の平均収納率とし、各市町村の収納総額を調定総額（居所不明者分は除く）で除して得た割合とします。		
表 19 令和5年度規模別目標収納率		表 19 令和2年度規模別目標収納率		
被保険者数規模	20,000人以上	10,000人以上 20,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	5,000人未満
目標収納率	94.9%	96.4%	97.2%	97.6%
厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。		厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。		
第4節 加入者負担の公平化に向けた取組				
1 収納事務の平準化及び収納率の向上				
市町村間で収納率差が生じる要因は、収納対策の取組状況の違いや、地域性（産業構造）の違いが考えられるため、各市町村の収納事務を平準化した上				○収納事務の平準化に関する内容を記載

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p>で、なお残る収納率差による保険料負担差については、全道で公平化することを目指します。</p> <p>そのため、道が示す標準的な取扱いを踏まえつつ、各市町村が一定の基準により収納対策の取組を実施していることをもって、収納事務の平準化と定義し、収納対策の強化及び収納率向上を図ります。</p>		
<p><u>2 事務の平準化及び収納率向上に向けた具体的な取組</u></p> <p>道では、市町村と一緒に、収納率向上対策の検討や、具体的な支援を実施します。積極的に取り組んでいる市町村の事例などを参考に、次の取組を行います。</p> <p>(1) 収納率が低い市町村の収納率向上に資するよう、<u>一定の基準を定め、下記の取組</u>を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施基準に基づく滞納処分等の執行 ② 保険料（税）の納付方法として口座振替を推進 ③ 早期納付奨励の実施 ④ 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成 <p>(2) 保険料（税）納付に係る利便性の向上のためのコンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援します。</p> <p>(3) 毎年度、市町村職員を対象とした収納率向上に資する研修を開催します。</p> <p>(4) 収納率目標を下回る市町村を対象に、収納対策に関する専門的知識や経験を有する収納率向上アドバイザーを派遣し、現状の課題分析や改善の方向性等について協議・助言等を実施します。</p>	<p><u>2 収納率目標達成のための取組</u></p> <p>道では、市町村と一緒に、収納率向上対策の検討や、具体的な支援を実施します。積極的に取り組んでいる市町村の事例などを参考に、次の取組を行います。</p> <p>(1) 収納率が低い市町村の収納率向上に資するよう、<u>収納事務の標準化</u>を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成 ② 短期被保険者証・資格証明書の交付基準等の作成 ③ 滞納処分の実施基準等の作成 など <p>(2) 保険料（税）納付に係る利便性の向上のためのコンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援します。</p> <p>(3) 每年度、市町村職員を対象とした収納率向上に資する研修を開催します。</p> <p>(4) 道と収納率の向上に実績のある市町村が、収納率が低い市町村を対象とし、現状の課題分析や改善の方向性を協議・助言等を行う北海道収納率向上アドバイザー事業等を実施します。</p>	<p>○収納率目標達成のほか、収納事務の平準化を達成するための取組でもあるため修正</p> <p>○平準化を進める目的を修正 ○上記「第4節 1 収納事務の平準化及び収納率の向上」に合わせた文言整理 ○次期計画案の①について、改訂方針施行の令和6年度までには実施基準作成予定のため、修正 ○次期計画案①～④について、各項目の重要度を考慮し、並び替え</p> <p>○事業実施方法の変更を反映 ○市町村意見を踏まえ修正</p>
第5章 保険給付の適正な実施	第5章 保険給付の適正な実施	